

政令第二百六十八号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

政令第二百六十九号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第三項第二号ホ（同法第二十七条の二第二項及び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びヘ（同法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（法第二十二条第三項第二号ホ及びヘの政令で定める使用人）

第六条 法第二十二条第三項第二号ホ（法第二十七条の二第二項及び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びヘ（法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。）の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

附 則

（施行期日）

1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第七条第十号」を「第八条第十号」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

3 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第八条」を「第九条」に改める。

○ ○ ○

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）――――――
特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）――――――
地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）――――――

○ 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
第一条～第五条 (略)	第一条～第五条 (略)	第一条～第五条 (略)
<p>（法第二十二条第三項第二号ホ及びヘの政令で定める使用人）</p> <p>第六条 法第二十二条第三項第二号ホ（法第二十七条の二第二項及びヘ び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びヘ （法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七 条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で 定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者で あるものとする。</p>	<p>（新設）</p>	
<p>一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は 従たる事務所）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる 施設を有する事業所で、汚染土壌（法第十六条第一項に規定す る汚染土壌をいう。）の処理の事業に係る契約を締結する権限 を有する者を置くもの</p>		
第七条～第九条 (略)	第六条～第八条 (略)	

○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法 令の規定）	（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法 令の規定）
第二条　（略）	第二条　（略）	第二条　（略）
2　雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。	2　雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。	2　雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。
一〇七　（略）	一〇七　（略）	一〇七　（略）
八　土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第八条第十号	八　土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第七条第十号	八　土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第七条第十号
3　（略）	3　（略）	3　（略）

○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>第一条(第十四条) (略)</p> <p>(土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の 土壤汚染対策法施行令第九条の規定の適用については、同条中「 及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中 核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法 律第四十二条）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第一条(第十四条) (略)</p> <p>(土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の 土壤汚染対策法施行令第八条の規定の適用については、同条中「 及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中 核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法 律第四十二条）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>